

聖職者例外法理の拡張と労働者保護規定の適用除外

—Our Lady of Guadalupe School v. Morrissey-Berru, 140 S. Ct. 2049 (2020)—

高 畑 英 一 郎

1. 事件の概要

本件は、ともにカトリック系私立小学校から解雇された原告が提起した類似の二つの事件を併合審理した判決である。

第一事件の原告のアグネス・モリッシーベル (Agnes Morrissey-Berru) は、新聞社広告部勤務を経て一九九八年に四七歳で被告小学校に代用教員として採用され、翌年常勤教員となった。「教員 (Teacher)」とし

て、毎年更新の雇用契約を被告学校と締結していた。最初の一〇年は第六学年を、その後は第五学年を担当した。原告はカトリック信者ではなかった。被告学校の要請により宗教教育担当者養成課程を受講したが、その課程を修了することはなかった。六〇歳になった二〇一四年に原告は被告学校から非常勤への転換を求められ、翌年契約更新を拒まれた。

第二事件原告のクリスティン・ビール (Kristen Briel) は、二〇一三年に被告学校に代用教員として採用され、

同年秋から第五学年を担当する常勤教員となった。「教員 (Teacher)」として、毎年更新の雇用契約を被告学校と締結した。被告学校に勤務する以前からカトリック信者であった。二〇一四年四月に乳がんと診断され被告学校に報告したところ、原告は同六月に被告学校から九月以降の契約を更新しない旨の通告を受けた。上告中に乳がんにより死去したため、夫が訴訟を継承した。

第一事件の被告アワー・レディー・オブ・グアダループ学校 (Our Lady of Guadalupe School) と第二事件被告セントジェームス・カトリック学校 (St. James Catholic School) は、いずれもカトリック系の私立小学校で、カルフォルニア州の認証学校である。両校とも、その所属する信者児童の信仰の発展と深化を使命とし、教員に信仰と品行の模範となつて児童に奨励することを求めている。教員との雇用契約においては、校内のカトリック信仰共同体を発展促進するという使命に基づき教員としての任務 (カトリック信仰・価値観の体現と奨励) の実践を要請している。また、教員の勤務を宗教的基準から評定していた。

両原告はいずれも小学校教員としてすべての科目を担当し、「宗教」科目も担当した。宗教を教える者として被告学校から「伝教者 (catechist)」すなわち児童・生徒の信仰形成に責任を負う者とみなされていた。「宗教」科目の教育は、指定のテキストに即して行われるカトリックの伝道であった。両原告は児童・生徒が校内の宗教儀式へ参加する手引きをするとともに、教室内で祈禱をした。

被告学校による雇止めに対して、原告モリッシーベルは年齢差別禁止法に基づき EEOC への申立を経て提訴し、原告ビールは障がい者差別禁止法に基づき、同申立を経て提訴した。被告学校は、新規の教育プログラムに対する不適応や勤務評定における低評価などを雇止め^①の理由とする一方で、聖職者例外 (ministerial exception) 法理を主張した。

2. 争点

本件の争点は、第一に宗教系私立学校で「宗教」を担当する教員は、小学校教諭であっても聖職者例外法理の適用対象となるかであり、第二にホサナ判決^②が聖職者例

外法理において検討した、聖職者認定の四つの考慮要素を維持すべきかである。なお、ホサナ判決のいう聖職者認定のための四つの考慮要素とは、(1)雇用主が被用者に「聖職者」の称号を与えていたか、(2)当該称号は対象者が聖職者養成課程を経たことを示すものか、(3)対象者は「聖職者」であるとの自己認識があつたか、(4)対象者の職務は宗教上の重要な役割を担うものかである。

3. 下級審

連邦地方裁判所はいずれの事件においても、事実審理を経ることなく聖職者例外法理を適用した⁽⁴⁾。これに対して、連邦控訴裁判所はいずれの事件において、上記考慮要素のうち(1)から(3)に該当しないことを理由に、同法理の適用を退けた⁽⁵⁾。

4. 判旨

アリート判事による法廷意見（破棄差戻し）

本件は、宗教系私立学校において宗教を教える教員の

雇用問題に裁判所が関与できるのかが争点である。

△教会自治権・聖職者選任権と聖職者例外法理▽

修正一条は信仰についての宗教団体の決定権を保障する。この決定権に対する政府の介入は信教の自由条項と国教樹立禁止条項の双方に反する。

信仰についての宗教団体の決定権は教会自治権と深く結びついている。教会自治権は宗教団体の世俗法からの全般的免除を意味しないが、宗教団体の中核的使命に不可欠な内部の管理についての決定に関する自治権を保護する。そして、ある重要な役割を果たす者の選考はこの自治権の構成要素である。

聖職者例外法理はこの理解に立脚する。この法理の下、宗教団体である重要な地位にいる者についての雇用問題に裁判所は関与すべきではない。

教会自治権が宗教団体の聖職者を自由に選任する権利を要請するのは、この権利がなければ、宗教団体の教義と一致しない伝道を聖職者がするかもしれない、そのため信者らを信仰から遠ざけることになるかもしれないからだ。聖職者例外法理は、宗教団体による信仰教義の保全という問題に関わる独立の権利を確保するものと理解さ

れてきた。

連邦最高裁は当該法理に関して、宗教団体に対する特定の雇用差別訴訟の否定は宗教条項の要請と理解した。この法理は憲法上保護される教会自治権に基づくものだが、この自治権に関する判例は聖職者の選任と監督に直接関係するものではない。

△「聖職者」 該当性審査とホサナ判決考慮要素の関係性▽

（宗教団体内部での）立場が聖職者例外法理の適用対象となるかの判定において、様々な要素が重要となる。ホサナ判決では当事者の伝道における役割が重要なものであったが、「聖職者」という称号も考慮要素だった。同判決では聖職者の称号とその役割に結びつきがあったが、そこで称号を重視したからといって他の事案でこの要素が必須となるわけではない。聖職者という称号への注目はキリスト教以外の宗教団体の事案には上手く適合しないから、称号と役割との関係性を検討しなければならない。またその検討には、堅牢な組織の宗教団体を組織性の弱い宗教団体よりも重視する危険がある。

小学校教諭に相応の専門性は不要なので、地位に必要な

な学習訓練歴を彼らに求めることは歪みをもたらす。また、宗教団体によっては宗教教育の担当者に求められる訓練の程度は異なるから、称号の要素は必須のものではない。

重要なのは被用者が何をするかだ。ホサナ判決が示唆するのは、子供に宗教教育を施すことは宗教系私立学校の使命の中核にある責務だということである。宗教教育はアメリカ国内の多くの宗教団体にとって極めて重要である。カトリック、プロテスタント、ユダヤ教ほか多くでは、宗教団体の中心目的と若者への宗教教育とが深く結びついている。

△原告の役割について▽

（役割への注視という）この宗教条項の理解を本件に当てはめるなら、双方の原告は聖職者例外法理に該当する。原告らは重要な宗教上の役割を担っていたし、信仰教育は当該学校の使命の中核にあるものだ。宗教を含むすべての科目を教える小学校の教員として、原告らは生徒に信仰を教える責務を直接付託されていたし、生徒を信仰のある生活に導くことが期待されていた。

本件原告らは、ホサナ判決の原告が帯びていた属性の

すべてをもつわけではない。聖職者の称号はなく宗教指導者となるための正式な訓練を大して受けていないが、宗教を教える教員として担う中核的な責務はホサナ判決原告と本質的に同じだ。

△「聖職者」該当性における宗教団体側主張への敬讓▽
被告学校も、原告らは宗教団体の使命の遂行に不可欠な役割を果たしていたとみなしていた。原告らの役割に対する学校側の認識は重要である。裁判官は、宗教団体である者が果たす役割について、完全に理解できる立場にいない。そのため、対象者の宗教団体での役割に関する宗教団体の説明は重要なのだ。

△ホサナ判決四要素に立脚する原審への批判▽
原審はホサナ判決を誤って理解し、四要素を判断の検討項目とした。このやり方は「厳格な公式」を課すものではないという最高裁の警句に反する。当裁判所は、あらゆる要素を考慮に入れて「聖職者」該当性を判定するよう求める。

宗教系私立学校が教員に生徒の信仰形成教育の責務を付託している場合、学校と当該教員との紛争に裁判所が介入することは宗教系私立学校の自治性を脅かし修正一

条に反する。

トーマス判事補足意見（ゴーサッチ判事同調）

ある被用者の地位が「聖職者」であるとの宗教団体の誠実な主張に、世俗裁判所が従うべきことを宗教条項は要求する。裁判官は宗教団体である者が果たす役割について完全に理解できる立場にないから、この敬讓は必要だ。聖職者たる要件は本質的に神学的問題であって、法的分析を通じて世俗裁判所で解決できるものではない。聖職者例外法理の適用は信仰の内容次第なので、ある宗教団体が「聖職者が担う」とみる役割は多様になるに違いない。少数派宗教団体への不利益を回避するため、そして自らの信仰と宗教使命を形成する宗教団体の権利に対する侵害を回避するために、聖職者の地位についての宗教団体の誠実な主張に裁判所は敬讓すべきだ。

宗教条項は人事を通して宗教団体が信仰を形成する権利を保障するので、人事に関する宗教団体の誠実な主張を尊重すべきだ。本件の証拠から、被告学校の誠実な主張を確認することができ、俗人教員として原告らは聖職者の役割を担っていた。学校側の主張は誠実なものなの

で、連邦最高裁がこれを尊重し聖職者例外法理を適用したことを正当化する。

ソトマイヨール判事反対意見（ギンズバーグ判事同調）

法廷意見の理解の下では、原告はわずかに「宗教」科目を教えたため「聖職者」とみなされ、法的救済なくいかなる理由でも解雇されることになる。法廷意見はホサナ判決の法理を「宗教団体が被用者は重要な役割を果たしていると考えているか」という単一の基準に変更した。この単一基準は判例法理に基づくものではない。本判決は無数の教師から法的保護を奪うものだ。

ホサナ判決は聖職者の認定における「厳格な公式」の採用を退けたが、四つの要素に注目し、宗教指導者ただ教義を伝える者とを上手に切り分けた。これは政府と宗教の関わり合いの防止と労働者保護規制からの過剰な免除の回避を調和させるものだ。本判決は聖職者例外法理を俗人教員に適用することで、ホサナ判決を書き換えた。それは、役割の重要性を重視し、役割についての宗教団体の説明を尊重するものだが、法的分析と自動承認とを交換するようなものだ。法廷意見は「裁判官は宗教

団体である者が果たす役割について完全に理解できる立場にない」と説示するが、それは司法審査の放棄である。

本判決は、雇用差別が裁判対象かどうかを雇用者に決定させるので、聖職者例外法理の濫用を招く。そして敵意に基づく差別を宗教団体に許すことになるが、これはホサナ判決とは合致しない。

法律問題として、原告らは「聖職者」ではない。ホサナ判決の四要素に合致しないからだ。堅牢な組織の宗教団体に属する被告学校は原告らを「俗人教員」とするだけで宗教指導者もしくは聖職者と対外的に説明せず、原告らは宗教指導者になるための相応の宗教的訓練を受けておらず、原告らは他の信者に対して宗教上の指導的立場にあるとの自己認識を示していない。そして教員としての役割についても、「宗教」科目を担当することは原告らを自動的に聖職者に転換するものではない。原告らの勤務時間の大半は世俗科目の教育であった。宗教教育に費やす時間がわずかな者を聖職者とはみなさない。原告らはもっぱら世俗の活動に従事していたのだから、学校側が宗教的理由を示していない時に原告らから法的保護のすべてを奪うのは間違っている。

本判決は重大な結果の前兆となる。カトリック系私立学校の教員は法の保護を失うことになる。その数は一〇万人を上回ると推計される。本判決により雇用者は雇用の自由を手にした。この一方的な結果は不公平で、宗教団体に雇用されている者を不安定な状況に置く。

5. 検討

A. 先例との関係

(a) 法廷意見の述べるように、本判決は教会自治権に基づくものである。アメリカにおける教会自治権とは、教会自らが信仰や教義の確定、聖職者選任、教会運営などその内部事項に関する決定を下す権利を指し、修正一条に基づくものである。⁽⁸⁾ 判決という形態の政府介入が教会の活動を萎縮させるのを防ぐ意義がある。⁽⁹⁾ あらゆる事案に適用されるものではなく、教会の行為や判断が信仰に基づく場合に限り及ぶ。⁽¹⁰⁾ 一九五二年のケドロフ判決は傍論において次のように述べ、その人事権は教会自治権に包含されることを説示した。「聖職者の自由選任権は、不適切な選任方法によるとの証明がない限り、政府の介

入に対する信教の自由の一部として、連邦憲法の保護が及ぶといわなければならない」⁽¹¹⁾。なお、連邦最高裁が教会自治権を認めた判決の事案は主に教会分裂時の教会財産の帰属をめぐる問題であり、宗教団体の聖職者選任権を直接扱った判決はない。この点は、本判決法廷意見が念頭に置いたことである。

また、アメリカの教会自治権法理は本案審理における教会指導部（多数派）の主張に対する裁判所の敬讓⁽¹²⁾を意味し、司法判断適合性 (justiciability) に合致しないという形態の司法不介入を原理とするものではない。

(b) 次に、雇用における教会自治権と聖職者例外法理の関係を見てみよう。一九六〇年代までの黒人に対する事実上の苛烈な差別を是正するために一九六四年市民的権利法が制定された。この法律は「人種、肌の色、宗教、性別または出身国」などを理由とする差別を広く禁止するものであり、雇用の際の選別も否定される。しかし、宗教団体は同一の信仰をもつ者の集団であって、その指導者として雇用される者が異教徒であることはおよそ考え難い。さらに教義や宗教的伝統から男女に差異を設けているところもある（例えばカトリックは女性の司祭就

任を否定する⁽¹³⁾。上記のように宗教団体の聖職者選任権には憲法上の保護が及びうることを連邦最高裁が示唆していたため、連邦議会は市民的権利法そのものに免除規定を設け（一九六四年市民的権利法第七章など）、宗教団体の伝統に基づく決定を尊重することにしたのである。当該免除規定を広く理解し、信仰上の理由に基づくか否かを問わず、宗教団体の主張を認める法理が聖職者例外法理であり、連邦控訴裁判所で確立した⁽¹⁵⁾。

(c) この法理を連邦最高裁として承認したのが、上記ホサナ判決である。これはロバーツ長官執筆の全員一致判決であり、連邦最高裁が長らく認めてきた教会自治権と当法理とを関連づけて修正一条の信教の自由条項と国教樹立禁止条項の双方が根拠となることを明らかにした⁽¹⁶⁾。同判決は、当法理は信仰を体現するものとしての「聖職者」の選任権を保護するものであって、⁽¹⁷⁾「聖職者」⁽¹⁸⁾該当性を認定する際の考慮要素として上記(1)～(4)を示した⁽¹⁸⁾。ただし、これらの要素は当該事案にみられるものであって、厳密なものではないとの警句を述べている⁽¹⁹⁾。また、当法理が司法不介入原理ではなく宗教団体側の抗弁としての性質を帯びることも確認した上で、⁽²⁰⁾スミス判決⁽²¹⁾

の射程範囲を限定して信教の自由に対する中立一般規制の優越を「外的な身体的行為」に限定し、宗教団体の内部的判断には適用しないことを明記した⁽²²⁾。

同判決のアリート裁判官補足意見（ケイガン裁判官同調）は、「称号」重視の否定と宗教団体内部で果たす役割への注目、「信仰を伝える者」を選任する宗教団体の権利の尊重（宗教団体は信仰表明団体であり、誰が伝教を担当するのかを選択することができるため）、具体的伝教の担当者選任権の重視、教会自治権と聖職者例外法理との関係の確認といった点を記した⁽²³⁾。

トーマス裁判官も補足意見を述べ、宗教条項に基づく聖職者例外法理の承認を確認したのちに、聖職者認定は宗教問題であつて裁判所が聖職者を定義することはできないことを強調した⁽²⁴⁾。

B. 本判決法廷意見の特徴

アリート裁判官執筆の法廷意見は、まず教会自治権と聖職者例外法理との直接的関係を再確認した。法廷意見は、教会自治権に関する連邦最高裁判決は宗教団体の聖職者選任権の憲法上の保護の根拠としては弱いことを認

めており、だからこそ教会自治権と聖職者例外法理を架橋する先例としてのホサナ判決の意義を重視して、その関係を改めて確認したといえよう。

また法廷意見は、ホサナ判決の自身の補足意見を採用したものと見えよう。なかでも、「聖職者」該当性の認定において「対象者が何をするのか」に注目している点²⁵は特徴的といえ、これは「役割」テストに相当するものであるとの理解が示されている。本件においては、その「役割」の具体的な内容として「伝教」を挙げ、若年信者への信仰教育と宗教団体の使命との深い関係を認定した。この認定は信仰教育を教会の中核的活動の一部と位置づけて教会自治権に包摂されるという理解を前提に、信仰教育担当者の「役割」と「聖職者」該当性とを結びつけた。

他方で、ホサナ判決で重視された聖職者の「称号」については、聖職者に一定の称号を付与する宗教団体（一般に堅牢な組織性を備えることが多い）とそのような称号がないところ（堅牢性に欠ける組織であることが多い）との間に取扱いの違いをもたらすことになるので、この要素の重視は避けるべきとした。宗教団体の多様性

を配慮した説示といえよう。

「役割」に関連して、その判定における宗教団体側の理解への敬讓を法廷意見は明記した。裁判官が宗教団体である者が果たす役割について完全に理解できる立場にいないことを理由に、どのような役割を果たす者が「聖職者」に当たるとのかについての判断を事実上宗教団体に委ねることにしたと理解することができよう。このような裁判所の姿勢は「役割」テストを換骨奪胎して無意味にするおそれがあり、それゆえ反対意見はこの敬讓を宗教団体の判断を「自動承認」することだとして批判するのである。「役割」を審査することによる「聖職者」該当性への司法審査の余地を無に帰すような当該説示は、宗教系私立学校における差別禁止法の適用領域を大幅に限定する効果をもたらすことが予想されよう。

このように、法廷意見は「聖職者」該当性において「役割」に注視することを一般的な判断基準であるように示すのであるが、「役割」が同種の事件で普遍的に決定的な考慮要素となるとはみなしておらず、係属事案の「あらゆる要素」を検討することも示唆する。これは事案ごとに検討要素を変更することを意味するといえ、上²⁶

記四要素を軸に多様な要素が「聖職者」該当性を認定する際に用いられることになろう。「聖職者」該当性の必要条件が示されなかったのであり、確固たる予見可能性をもたらしていない点は問題といえる。

C. トーマス補足意見について

トーマス裁判官の補足意見は、主に自身のホサナ判決補足意見を再述するものであり、「聖職者」該当性認定における宗教団体の判断への敬讓を主張する。上記のように法廷意見も宗教団体の判断に敬讓を示すが、法廷意見の場合は「聖職者」該当性を判断する際に注視する「役割」の具体的評価における宗教団体の判断に対してのものであるが、トーマス補足意見は誰が「聖職者」に該当するのかにについての宗教団体の判断に対しての敬讓である。トーマス補足意見が「聖職者」該当性についての宗教団体の見解を全面的に尊重するのに対して、法廷意見はその一部に敬讓を示そうとする点に違いがある。しかしながら、「役割」の判定が「聖職者」該当性判断の中心である以上、両者の敬讓に実質的差異はあまりないようである。²⁷ 少なくとも、法廷意見の示す敬讓は

トーマス補足意見の示す敬讓よりも司法審査の余地が残されていると述べることは難しいであろう(だからこそ、反対意見は「自動承認」と法廷意見の敬讓を批判するのである)。

トーマス補足意見はまた、その判断に対する敬讓の前提として宗教団体が「誠実な」主張をしていることを求め、その誠実性は証拠に基づいて判定することが可能であることを示唆する。

D. ソトマイヨール反対意見について

ソトマイヨール裁判官反対意見は、ホサナ判決の四要件を堅持すること要求し、「聖職者」該当性の認定要件を緩和することを批判する。そして、宗教団体側の解雇の自由が拡大することへの懸念を示し、敵意ある解雇を事実上許容する点を指摘する。またすでに触れたように、法廷意見が「聖職者」該当性判定において「役割」を判断する際に宗教団体側の主張に敬讓を示すことを批判し、それにより差別禁止法が実質的に無効となることを危惧するのである。

ソトマイヨール反対意見は、原審判決と同様に本件で

はホサナ判決の四要件のうち、(1)から(3)が欠けており、さらに「役割」を判断するにおいても就業時間内での「宗教」教育充当時間に着目すべき点として、本件原告らは「聖職者」に該当するほどの時間を伝教に割いていたわけではないとした。²⁸⁾

E. 本判決の影響と射程

本判決の最大の影響は、聖職者例外法理の対象範囲を拡大したことである。特に、その対象を宗教指導者との自己認識にある者に限定しなかった点は、ギンズバーグ裁判官とソトマイヨール裁判官が（ホサナ判決の全員一致から）離脱した理由であろう。またその影響の大きさを鑑みれば、一般に判決の影響を限定しようとする「ミニマム」なロバーツ・コートの傾向から逸れるものと評することもできよう。

宗教に中立で一般に広く適用される労働関係法・差別禁止法に対する教会自治権の優越を再確認し、その優越に何らの限定を付さなかったことも注目すべき点である。限定的とはいえ法的判断の核心部分において宗教団体の見解を尊重すると説示したことにより、宗教団体の主張

次第では教会自治権が濫用されるおそれ否定できない。このように本判決は宗教団体を厚遇するものであるが、世俗的利益との衝突は様々な場面で懸念されるところである。本判決と同じ開廷期に連邦最高裁は雇用における同性愛者差別を市民的権利法の下で禁止する判決を下しているが、本判決との抵触はいずれ顕在化すると予想される。くわえて、ホビーロビー判決³⁰⁾を足掛かりに、経営者の信仰心が経営判断に投影されている組織を「宗教団体」概念に包含するまで拡大する可能性を無視することはできないと思われる。このような無制約な宗教団体の厚遇が文化戦争における宗教批判の過熱化をもたらしとの見解も少なくなく、長期的な視点から宗教側を益する判決であるのかは今後検討されよう。³¹⁾

本判決の射程については、もつとも狭く解するとしても、宗教系私立学校の「宗教」科目担当教員および小学校教諭に及ぶと考えられる。そのため、彼らに適用されてきた労働関係の差別禁止法の保護が弱体化する効果が生じる。さらに宗教団体内で果たす「役割」を聖職者例外法理適用の要件とすることで、対象者が教員の枠を越えて拡大する可能性はあろう。本判決は言及しなかった

が、ホサナ判決が「聖職者」該当性において「信仰の体現者」とのべたことの潜在力は大きいといえよう。⁽³³⁾

本判決を受けて実務家たちは、雇用契約の締結に際して「宗教」科目を担当する教員に伝教的「役割」に従事することを明記して、聖職者例外法理の適用があることを明示する必要性をアドバイスしている。⁽³⁴⁾ また連邦労働省も、本判決の効果として教会運営の幼稚園・保育園の教員に聖職者例外法理が適用されること、そして彼らに連邦最低賃金規制が及ばないことを認める文書を発している。⁽³⁵⁾

(1) 聖職者例外法理とは、教会自治権を聖職者に関する雇用上の法的紛争の抗弁とする法理をいう。当法理の適用は宗教団体の主張に対する裁判所の敬讓を意味することとが、本判決で示めされた。聖職者例外法理についての主な邦語文献として、福嶋敏明『聖職者例外』法理とアメリカ連邦最高裁(一)(二・完)「神戸学院法学四二巻三・四号(二〇一三年)三六五頁、四三三巻三号(二〇一四年)一五三頁、山口智『信仰と法規制』(神戸市外国語大学外国学研究所、二〇一五年)一四五頁以下がある。

(2) Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and

Sch. v. EEOC, 565 U.S. 171 (2012).

(3) *Id.* at 191-192.

(4) See Biel v. St. James Sch., 2017 WL 5973293 (C.D. Cal. Jan. 24, 2017); Morrissey-Berru v. Our Lady of Guadalupe Sch., 2017 WL 6527336 (C.D. Cal. Sept. 27, 2017).

(5) See Biel v. St. James Sch., 911 F.3d 603 (9th Cir. 2018); Morrissey-Berru v. Our Lady of Guadalupe Sch., 769 F. Appx 460 (9th Cir. 2019).

(6) 本判決は以下の三判決を提示せよ。 Watson v. Jones, 80 U.S. 679 (1872); Kedroff v. Saint Nicholas Cathedral of the Russian Orthodox Church, 344 U.S. 94 (1952); Serbian Eastern Orthodox Diocese for United States and Canada v. Milivojevich, 426 U.S. 696 (1976).

(7) アメリカの教会自治権についての主な邦語文献として、棚村政行「アメリカの宗教法人法制」宗教法一七号(一九九八年)八一頁、同「アメリカにおける宗教団体の自律性」宗教法一八号(一九九九年)九三頁、田近肇「アメリカ合衆国における宗教団体制度(一)(二・完)」法学論叢一四五巻五号(一九九九年)五五頁、一四七巻五号(二〇〇〇年)二七頁、木下毅「アメリカにおける宗教団体とその紛争処理」佐藤幸治・木下毅編『現代国家と宗教団体』(岩波書店、一九九二年)九五頁、金原恭子「教会内紛争の司法介入(一)(二)(三・完)」法律協会雑

- 誌一一二巻八号（一九九五年）五九頁、一一七巻一一号（二〇〇〇年）一頁、一一八巻八号（二〇〇一年）七四頁、高畑英一郎「アメリカにおける教会自治権について」宗教法三九号（二〇二〇年）一三七頁が参照。
- (98) See *Brazauskas v. Fort Wayne-South Bend Diocese, Inc.*, 796 N.E.2d 286, 293 (Ind. 2003); *Bryce v. Episcopal Church in the Diocese of Colorado*, 289 F.3d 648, 655 (2002). See also W. COLE DURHAM & ROBERT SMITH, RELIGIOUS ORGANIZATIONS AND THE LAW § 1:30 (West, 2017); 123 A.L.R.5th 385, § 2 (2019).
- (99) See *Kirby v. Lexington Theological Seminary*, 426 S.W.3d 597 (Ky. 2014). See also 66 Am. JUR. 2D RELIGIOUS SOCIETIES § 14 (2019).
- (10) See also 123 A.L.R.5th 385, § 2 (2019).
- (11) *Kedroff*, 344 U.S. at 116.
- (12) See e.g., *Watson*, 80 U.S. 679; *Kedroff*, 344 U.S. 94.
- (13) See John Paul II, *Ordinatio Sacerdotalis* (May 22, 1994), available at <www.vatican.va/content/john-paul-ii/en/apost_letters/1994/documents/hf_jp-ii_apl_19940522_ordinatio-sacerdotalis.html>.
- (14) The Civil Rights Act, Title VII, 42 U.S.C. § 2000e-1.
- (15) See *McClure v. Salvation Army*, 460 F.2d 553, 558-559 (5th Cir. 1972).
- (16) *Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 185-189.
- (17) *Id.* at 188.
- (18) *Id.* at 191-192.
- (19) *Id.* at 190.
- (20) *Id.* at 195 n.4.
- (21) *Employment Div. v. Smith*, 494 U.S. 872 (1990).
- (22) *Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 189-190.
- (23) *Id.* at 198-206 (Alito, J., concurring).
- (24) *Id.* at 1978-198 (Thomas, J., concurring).
- (25) See *The Supreme Court, 2019 Term—Leading Cases*, 134 HARV. L. REV. 460, 465 (2020); Zachary R. Carstens, Note, *The Right to Conscience vs. The Right to Die: Physician-Assisted Suicide, Catholic Hospitals, and the Rising Threat to Institutional Free Exercise in Healthcare*, 48 PEPP. L. REV. 175, 208 (2021). See also Maria Ruwe, Note, *The Functional Approach to the Ministerial Exception: Applying the Exception to the Employees Who Minister*, 89 U. CIN. L. REV. 205, 223-229 (2020); Jed Gluckstein, Note, *Should the Ministerial Exception Apply to Functions, Not Persons?*, 122 YALE L.J. 1964, 1974-1980 (2013).
- 「役割」テストに対しては、どのもろな「役割」が「聖職者」該当性を満たすのかは不明だ (*Leading Cases, supra*, at 466) 宗教的役割の判定は信仰定義への司法介入が必要 (See Lauren P. Heller, Note, *Modifying the*

Ministerial Exception: Providing Ministers with a Remedy for Employment Discrimination Under Title VII While Maintaining First Amendment Protections of Religious Freedom, 81 ST. JOHN'S L. REV. 663, 667 n.14 (2007); *Leading Cases, supra*, at 466-467) による批判がある。

(26) See *Leading Cases, supra* note 25, at 468.

(27) *Leading Cases, supra* note 25, 468-469の「役割」の「聖性」についての宗教団体の誠実な主張への敬讓が重要と述べるが、このような「役割」についての理解は両者の違いを埋めるものとなる。

(28) もともと、ホサナ判決法廷意見自体は「勤務時間の総量」と「聖職者」該当性は連関したところ。*Hosanna-Tabor*, 565 U.S. at 193-194.

(29) *Bostock v. Clayton County*, 140 S. Ct. 1731 (2020).

(30) *Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc.*, 134 S. Ct. 2751 (2014).

(31) 2019-2020開廷期の宗教側勝訴判決は、www.scotusblog.com/2020/08/symposium-religions-wins-are-losses/。信教の自由条項が平等保護原則の否定に用いられていゝることを指摘する見解として、see Howard

Gillman & Erwin Chemerinsky, *Symposium: The unfolding revolution in the jurisprudence of the religion clauses*, SCOTUSblog (Aug. 6, 2020), [available at <www.scotusblog.com/2020/08/symposium-the-unfolding-revolution-in-the-jurisprudence-of-the-religion-clauses/>](https://www.scotusblog.com/2020/08/symposium-the-unfolding-revolution-in-the-jurisprudence-of-the-religion-clauses/).

(32) 近年の宗教側の勝訴判決はアメリカにおける信仰への支持を弱体化するとの懸念を示すものとして、see FRANK S. RAVITCH, *FREEDOM'S EDGE: RELIGIOUS FREEDOM, SEXUAL FREEDOM, AND THE FUTURE OF AMERICA* 37-38, 47, 90 (2016).

(33) 教会の広報担当者や音楽監督を聖職者とした事案として、see *Alicia-Hernandez v. Cath. Bishop of Chi.*, 320 F.3d 698 (7th Cir. 2003); *Tomic v. Cath. Diocese of Peoria*, 442 F.3d 1036 (7th Cir. 2006)。医療従事者や「信仰の体現者」による見解として、see *Carstens, supra* note 25, at 209-211.

(34) See Timothy Hilton & Larissa Whittingham, *SCOTUS Decision Impacts Discrimination Claims Against Religious Employers*, JD Supra, (July 21, 2020), [available at <www.jdsupra.com/legalnews/scotus-decision-impacts-discrimination-82075/>](https://www.jdsupra.com/legalnews/scotus-decision-impacts-discrimination-82075/).

(35) See *FLSA 2021-2* (Jan. 8, 2021), [available at <www.dol.gov/sites/dolgov/files/WHD/opinion-letters/FLSA/2021_01_08_02_FLSA.pdf>](https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/WHD/opinion-letters/FLSA/2021_01_08_02_FLSA.pdf).